

マイナンバーカードの健康保険証利用および 医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認に対応し、以下の体制を整備しています

- マイナンバーカードを健康保険証として利用できます
- 資格確認端末で診療情報取得に同意していただくことで、
医師が診療情報(薬剤情報・特定健診情報等)を閲覧することが可能となります
- 診療情報を取得・活用することで、より質の高い医療の提供に努めています

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用に
ご協力をお願いいたします

尚、本年12月2日より現行の保険証は発行されなくなります

★「医療情報取得加算」

- ①マイナ保険証を利用する場合 初診時:1点/再診時:1点(3月に1回)
- ②マイナ保険証を利用しない場合 初診時:3点/再診時:2点(3月に1回)
(従来の保険証を利用、保険資格のみ確認)

公費負担医療制度をご利用中の方は各種証書のご提示は引き続き必要となります
従来通り窓口にてご提示をお願いします



令和6年6月
しのだの森ホスピタル